

八王子市立保育園指定管理者募集要項

八王子市立保育園の設置趣旨に沿った管理運営を効率的・効果的かつ安定的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び八王子市保育園条例（昭和25年市条例第6号）第12条の規定により、八王子市立保育園の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集する。

1 対象となる施設の概要

名称	市役所内保育園
所在地	元本郷町三丁目24番1号
敷地面積	488㎡ ※
建物面積	226㎡ ※
建物構造 (建築年)	鉄骨造 3階建1階部分の一部（平成29年）
設置目的 位置づけ	本庁地域における待機児童解消を目的とし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定される小規模保育事業を行う事業所
事業形態	八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第3章第2節に定める小規模保育事業A型
定員	16人（0歳児 4人 1・2歳児 各6人）
その他	開園当初に必要な備品・消耗品等（保育遊具・教材・設備・文具等消耗品に限り給食材料は除く）については、開園前に市で負担し準備する。ただし、開園後に追加で必要とする備品・消耗品等については指定管理者が指定管理料の中から負担し購入することとする。

※設計途中での数値のため変更の可能性有

2 指定期間等

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）

《更新制度》

以下の条件を全て満たすと市が判断した場合、本件募集により指定管理者に決定した者は、引き続き公募によらず次期（平成35年4月1日から5年間の予定）指定管理者候補者となることができるものとする。

- （1）当該施設に対する市の施策（施設の位置づけ）に変更がないこと。
- （2）建替えや大規模修繕など、市の施設運営方針に大きな変更がないこと。
- （3）指定管理者の管理運営の状況が優良であること。
- （4）施設運営の条件等について合意していること。

3 管理運営基本方針

- （1）管理運営方針

指定管理者は保育園の設置目的を踏まえ、八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月24日条例第36号）に規定する最低基準を遵守するとともに、公の施設としての公共性、公平性を尊重し、経費節減を図りつつ、地域の実情を踏まえた円滑な管理運営を行うこと。

(2) 指定期間内の目標

ア 保育園の設置目的及び管理運営方針を十分に理解したうえで、保育所保育指針を基礎に、事業者の独自性や創意工夫を発揮して保育を提供し、その質の維持・向上に努めること。

イ 地域の実情を踏まえ、保護者や地域住民はもとより、関係機関と良好な相互連携・相互協力関係を保ちつつ、地域における子育て支援の充実に取り組むこと。

ウ 利用者満足度調査における総合的感想を聞く設問での「満足」以上の肯定的評価を90%以上の利用者から獲得すること。

4 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務は本要項に定めるもののほか以下のとおりとし、詳細は別紙1「要求水準書」を参照すること。

- (1) 保育の提供に関する業務
- (2) 子育て支援業務
- (3) その他、市が指定する業務

5 指定管理業務に係る経費（指定管理料）

指定管理者は、業務の実施に必要な経費を、市が支払う指定管理料によって賄うものとする。

指定管理料は、本件応募に伴い提出される事業計画書の提案金額を踏まえ、市と指定管理者とで年度ごとに協議を行い、市の予算の範囲内で金額を決定するものとする。

6 指定管理料の上限額

各年度の指定管理料上限額は以下のとおりとする。

応募する事業者は上限額の範囲内で事業計画書を作成すること。

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
43,715千円	44,695千円	45,703千円	46,740千円	47,807千円

7 指定管理料の支払方法

指定管理料は、年度ごとに締結する年度協定書に金額を規定し、12回に分けて前金払いにより支払う。ただし、「8 精算項目」に示す経費については、年度中に一括で概算払いし、年度末に精算する。

8 精算項目

精算項目の対象経費は以下のとおりとする。

- (1) 処遇改善費

以下に示す施設職員の処遇改善に要する経費

ア 処遇改善加算等Ⅰ相当分

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年3月内閣府告示第49号。以下「告示」という。）で示される処遇改善等加算Ⅰに相当する月額1万5千円の処遇改善経費

イ 処遇改善加算等Ⅱ相当分

告示で示される処遇改善等加算Ⅱに相当する月額4万円又は月額5千円の処遇改善経費

ウ 東京都保育士等キャリアアップ補助金相当分

東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱に基づき交付される補助金に相当する月額4.4万円の処遇改善経費

9 応募資格

本件に応募することができる者は、以下の全ての要件を満たす八王子市内に事務所又は事業所を置く法人又はその他の団体とする。

- (1) 現に八王子市内で認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、認証保育所等を設置運営し、児童福祉法第34条の15第3項各号に掲げる基準を満たす者
- (2) 運営する保育事業以外の事業を含む全体の財務内容が適正である者（直近3年間の会計年度で3年連続して損失を計上していないこと。また、直近2年間の会計年度でいずれの年度も債務超過になっていないこと。）
- (3) 運営する施設が、指導検査（立入調査）において過去3年間（平成26～28年度）に文書指摘がない、又は指摘があった場合は適正に改善がなされている者
- (4) 以下の欠格事項のいずれにも該当しない者

なお、必要に応じ関係機関へ資格審査のため照会する。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者

イ 市から指名停止措置を受けている者

ウ 市民税、法人税、消費税等を滞納している者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続きを開始している法人

オ 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当する者

ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上出資している法人）に該当する場合を除く

カ 事業者又はその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

10 応募方法

(1) 募集要項等の配付

ア 配付期間

平成29年7月11日（火）から平成29年7月21日（金）まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く

イ 配付時間

午前9時から午後5時まで
ただし、正午から午後1時を除く

ウ 配付場所

「18 問い合わせ先等」に同じ。

(2) 提出書類

提出書類は以下のとおりとし、詳細は別紙2を参照すること。

ア 八王子市立保育園指定管理者指定申請書

イ 事業計画書

ウ 定款又は寄附行為

エ 法人登記事項証明書

オ 役員名簿

カ 表明・確約書

キ 財務状況・経営状況に関する書類

ク 現に行っている業務の概要を示す書類

ケ その他市長が必要と認める書類

(3) 提出書類の著作権

事業者の提出する書類の著作権は、それぞれの事業者に帰属する。

なお、選考に必要な場合など、その他市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を無償で複製できるものとする。

(4) 提出部数

正本1部 及び 副本7部 合計 8部

(5) 受付

ア 受付期間

平成29年8月1日（火）から平成29年8月10日（木）まで
ただし、土曜日、日曜日を除く

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで
ただし、正午から午後1時を除く

ウ 受付場所

「18 問い合わせ先等」に同じ。

(6) 質問の受付・回答

ア 質問受付方法

質問は別紙3「質問書」により、ファックス又は電子メールで受け付ける。

イ 質問受付期間

平成29年7月24日（月）から平成29年7月28日（金）午後5時まで

ウ 回答

平成29年7月31日（月）までに応募予定者全員へファックス又は電子メールにより回答する。

(7) その他

ア 受付期間以外は一切受け付けない。また、受付期間後の提出書類の変更や追加は認めない。ただし、市から指示した場合はこの限りではない。

イ 提出書類は必ず受付場所に持参すること。

ウ 提出書類は返却しない。

エ 応募経費は応募する事業者の負担とする。

オ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

カ 応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面により提出すること。

1.1 選考基準

指定管理者の選考は、八王子市保育園条例第14条で定める基準に照らし、以下に示す項目評価及び提案金額評価に基づき実施する。

(1) 団体の能力に関する評価項目

ア 市立保育園の管理運営を行うにふさわしい理念及び組織を有していること。

イ 市立保育園の管理運営を行うに十分な財政基盤を有していること。

ウ 市立保育園の管理運営を行うに十分な実績を有していること。

エ 実現性の高い適正な収支計画であること。

オ 十分な経験を有し、円滑に保育園を運営できる施設長を配置できること。

カ 職員確保及び職員配置について実現可能で効果的な方策を具体的に示していること。

キ 職員の定着率向上や資質向上に向けた方策を具体的に示していること。

ク 個人情報適切に管理する体制及び方策を具体的に示していること。

ケ 危機管理に対する体制及び方策を具体的に示していること。

コ 要望・苦情に対する対応体制及び方策を具体的に示していること。

(2) 提案事業の内容に関する評価項目

ア 保育方針・保育計画・保育内容が的確であること。

イ 特別な支援・配慮を要する子どもに理解があり、具体的な取組を示していること。

ウ 子どもの健康管理・衛生管理について適切に配慮する方策を具体的に示していること。

エ 食育、給食に関する方針・取組を具体的に示していること。

オ 家庭とのかかわりを具体的に示していること。

カ 虐待の防止、早期発見等に関する方針・取組を具体的に示していること。

キ 提供するサービスを自己評価し、業務改善や利用者満足度向上に繋げる具体的な取組を示していること。

- ク 地域や関係機関との連携についての考え方・取組を具体的に示していること。
- ケ 市の施策に対する協力や経費節減について、公の施設として適切な考え方を具体的に示していること。
- コ 小規模保育事業の特性を踏まえ、家庭的な雰囲気のもとで保育を提供する取組を示していること。

1.2 指定管理者の選考

(1) 資格審査及び一次選考

提出書類等により応募資格要件に関する資格審査及び一次選考（書類審査及び必要に応じヒアリング）を行う。

一次選考の結果は平成29年8月（予定）に全ての応募事業者へ通知する。

(2) 二次選考

評価会議を開催し、一次選考合格事業者によるプレゼンテーションを実施する（日時等の詳細は別途通知）。

市は、評価会議参加者から意見聴取したうえで、市の要求水準に対する団体の能力と提案事業の内容について評価項目に基づき評価し、二次選考合格事業者を決定する。

なお、**全ての評価項目において6割以上の評価**を得ることを二次選考の合格基準とする。

(3) 三次選考

二次選考合格事業者の提案金額について、以下の算式に基づき価格評価点を算出し、最高点を獲得した事業者を指定管理者候補者とする。

$$\left(1 - \frac{\text{提案額} - \text{提案最低価格} (\text{※1})}{\text{提案上限額} (\text{※2})} \right) \times 100 = \text{価格評価点}$$

※1 二次選考合格事業者の提案金額のうち、最も低額の提案金額

※2 「6 指定管理料の上限額」で示す金額

(4) 内定等の通知

平成29年10月（予定）に全ての対象事業者へ結果を通知する。

(5) 決定

指定管理者の決定は、八王子市議会での議決後に行う。

1.3 協定

業務に係る細目について、八王子市保育園条例施行規則（昭和25年市規則第5号）第27条の規定に基づき、市と指定管理者の協議のうえ、事業を円滑に実施するために指定期間全体に効力を有する基本的事項を定めた基本協定書と、当該事業年度における事項について年度協定書を締結する。

1.4 第三者への業務委託

指定管理者は、業務を一括して第三者に委託してはならない。

ただし、指定管理者が市の承諾を得て、以下に示す業務を第三者に委託する場合、全て指定管理

者の責任及び費用において行うとともに、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）及び八王子市暴力団排除条例（平成23年市条例第23号）を遵守するほか、市内の企業、業者に優先して発注することに配慮すること。また、当該業務に関して、指定管理者が実施させる第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、指定管理者が負担すること。

- (1) 施設及び付帯設備の清掃
- (2) 消防設備、電気設備等の維持管理及び保守点検
- (3) 施設の警備
- (4) 付帯設備の維持管理及び保守点検
- (5) 管理業務を実施する上で発生する廃棄物の処理
- (6) 健康管理業務
- (7) 業務のサービス水準向上を目的とした利用者の満足度調査
- (8) その他専門性を要する業務

1.5 情報提供

(1) 指定管理者選考に関する情報の提供

指定管理者選考過程における、応募団体名、候補者となった団体の選考理由、事業提案の概要、評価及び選考結果については、原則として市は広く情報提供を行う。

また、提出書類については、八王子市情報公開条例（平成12年市条例第67号）に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除き公開する。ただし、個人情報及び法人にかかる事業運営上の地位その他の社会的地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く。

(2) 指定管理業務にかかる情報提供

協定書及びモニタリングの実施結果の概要等については、原則として市は広く情報提供を行う。ただし、個人情報及び法人にかかる事業運営上の地位その他の社会的地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く。

(3) 情報公開請求への対応

指定管理者選考及び指定管理業務に関して指定管理者から提出された書類について、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除き公開する。

1.6 指定の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。

なお、取り消しがあった場合は、指定期間満了時同様、管理運営を引き継ぐ事業者に対し、事業の継続性に支障が生じないように、円滑な引継ぎを行うこと。

- (1) 業務に関する協定に違反したとき
- (2) 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者が市の指示に従わないとき
- (3) 業務を継続することが適当でないと市が認めたとき

- (4) 業務に関する協定を履行することができないと市が認めたとき
- (5) 八王子市保育園条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき
- (6) 指定管理者又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが明らかになったとき
- (7) モニタリングの指摘内容について、改善が図られないとき

17 モニタリングの実施

指定管理者は、市が実施するモニタリングにおいて、八王子市指定管理者制度ガイドラインに従うこと。

なお、モニタリングの評価結果は公表する。

18 問い合わせ先等

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課公立保育所担当（八王子市役所4階）

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話番号 042(620)7447（直通）

FAX番号 042(621)2711

メールアドレス b470300@city.hachioji.tokyo.jp